

# 消費者教育推進地区便り

第4号 2016.02

南部学区の皆さま、こんにちは。

静岡市市民局生活安心安全課消費生活センターです。

12月に3回目の戸別訪問を行いました。今回は、消費者教育推進員の横山が、9月に行った2回目の戸別訪問の後のご様子をお聞きするとともに、「新しく始まるマイナンバー制度に便乗した詐欺」への注意喚起をしました。そして「消費者市民」の一員として、「フードロス（食べられるのに捨てられている食物）の削減」のため、どんな工夫をしているかを伺いました。

お忙しい中、お話を聞かせていただき、ありがとうございました。また、2月には第4回目の戸別訪問をさせていただきますので、よろしく願いいたします。

皆さまからの声をご紹介します。



「屋根を修理したらどうですか」と何度も業者が訪れました。断ったんですが、「見積もりだけでも」と言うから仕方なくサインしたのです。でも、それは契約書でした。消費生活センターに相談して、クーリング・オフできたのでよかったです。

マイナンバーに便乗した不審電話やメールが多発しているらしいですね。まだなじんでいない制度を悪用して、不安な気持ちにさせることは許せません。



食料は、冷蔵庫が空になってからまとめて、計画的に買っています。無駄にはしません。余分に作った時には冷凍保存したり、おすそ分けしたりしています。

グランドゴルフや老人会などに参加して、いろんな話題で盛り上がっています。不審な電話があったり、訪問業者が家に来たら、仲間に話してみることが大事ですね。



悪質商法については、皆さん対処法をよく心得ていらっしゃるって、「すぐ電話は切るから大丈夫」「お金は絶対に出さない決めてる」など、頼もしい声を多く聞きました。第1回目、第2回目で頻繁に聞いた「不用品買い取り」の勧誘は少し減ったと伺いましたが、悪質業者は全国どこからでも狙っていますし、手口を次々変えてくるので、注意してください。

被害に遭わないためには、「くらしの出張教室」をご利用いただき、最新の知識を身につけましょう。

# 野菜や魚などは、 できるだけ地元でとれたものを買おう!

## 地産地消の推進

「地産地消」とは、地元で生産されたものを地元で消費することだけでなく、地域で生産されたものを地域で消費しようとする活動を通じて、生産者と消費者を結びつける取組です。

消費者が生産者と「顔が見え、話ができる」関係で地域の農林水産物・食品を購入する機会を提供するとともに、地域の農林水産業と関連産業の活性化を図ります。

私たちの住んでいる土地には、その風土や環境に適した作物が育ちます。

消費者と産地の物理的距離の身近さは、心理的な距離の身近さにもなり、対面コミュニケーション効果もあり、消費者の「地場農林水産物」への**愛着心や安心感**が深まります。

地産地消の活動としては、農林水産物の直売所や、地場農林水産物を活用した加工品の開発、学校給食での地場農林水産物の利用など、多彩です。スーパーなどで「地元の農産物コーナー」などを設けているところもあります。



地元の食材を購入すると・・・



生産者の顔が見え、安心・安全を感じます。

運送コストがかからず、CO<sub>2</sub>排出量も減ります。

## しずまえ

って知っていますか?



「しずまえ」は静岡市の駿河湾沿岸地域（駿河区石部～清水区蒲原）をさす言葉で、ここで獲れた魚を「しずまえ鮮魚」と呼びます。

市内の港の  
代表的な  
水産物

- 用宗漁港・・・しらす
- 由比漁港・・・桜えび
- 清水港・・・冷凍マグロ

◆他にも、アジ、サバ、タチウオなど  
たくさんの魚が水揚げされます!

駿河湾の恵みをたっぷり吸収している  
新鮮な「しずまえ鮮魚」を食べて、  
健康な毎日を!

## 消費者教育推進地区「南部学区」 消費者教育推進員の戸別訪問計画

消費者教育推進員の横山が、第4回目の戸別訪問を下記の日程で行わせていただきますのでよろしくお願いします。

なお、天候等により訪問日が前後することもあります。ご了承ください。

	期 間	町内会・自治会名
第 4 回	2/2(火)~5(金)	南八幡町1区
		南八幡町2区
	2/8(月)~12(金)	中田三・四丁目
	2/15(月)~16(火)	石田一丁目
	2/17(水)~19(金)	石田中
	2/22(月)~24(水)	登呂六丁目
	2/25(木)~29(月)	登呂本町

※上記の期間の平日午前9時30分~午後4時30分に訪問する予定です。



# 点検商法にご注意



近くで屋根工事をしています。  
お宅の瓦がずれているのが見えました。上がって見せてもらえませんか。

床下の湿気がひどい。  
早く工事をしないと、  
家が崩れてしまいます。

## 点検商法とは

浄水器や屋根工事など、「点検に来た」「無料で点検する」などと言って家に上がり込み、点検後、「さびだらけなので買い替えた方がいい」などと事実と異なることを言って、消費者の不安をあおり、必要のない商品やサービスの契約をさせる手口です。

## 被害にあわないためには

安易に業者を家の中に入れてないようにしましょう。 家族や周囲の人に相談しましょう。  
複数の事業者から見積もりを取り比較しましょう。  
**クーリング・オフや契約の取り消しができる場合があります。消費生活センターにご相談ください。**

### くらしの安全

#### 低温やけどに注意

低温やけどは、湯たんぽのような温かく感じる温度のものに、長時間皮膚が接することで、「熱い」と感じないままやけどになってしまうものです。通常のやけどと違い、初めは浅いやけどのように見えても、時間が経過するにつれて、皮膚の内部まで進行し、深いやけどになってしまうことがあります。

#### 予防法

- ①湯たんぽは就寝前に布団から出す。
- ②電気あんかは就寝前にスイッチを切る。
- ③使い捨てカイロは直接肌にあてない。

### ミニ講座 消費者力をつけましょう

#### クーリング・オフ その四

エステサロンで1年分の料金を払ったが、高額なので考え直し、解約しようと思うのですが。

※5万円を超えるエステティックサービス、語学教室、パソコン教室、学習塾、家庭教師、結婚相手紹介サービスの6つのサービスで一定期間（エステティックサービスは1か月・他は2か月）を超える契約については、契約書面を受け取った日から8日以内であればクーリング・オフができます。クーリング・オフ期間を過ぎても、利用済みのサービスの料金を違約金を加算して支払えば中途解約できます。



発行 静岡市市民局生活安心安全課 消費生活センター

〒420-8602 静岡市葵区追手町5番1号

消費生活に関する相談は、054-221-1056まで

(専門の相談員による相談時間：平日9時～16時)

くらしの出張教室などの申込みは、054-221-1054まで